

平成21年度 東大阪市社会福祉協議会

事業計画 <目 次>

◎ 事業計画

○ 方針及び重点目標	(1)
社会福祉協議会事業の推進	(2)
1 「ボランティア・市民活動センター」事業の積極的な展開	(2)
・ボランティア活動推進事業	
・ファミリーサポートセンター事業	(3)
2 校区福祉委員会の組織や 小地域ネットワーク活動を核とした活動の充実	(4)
3 いきいきネット相談支援センター(CSW配置事業)事業の展開	(4)
4 経営の観点に立った活動・事業理念の確立と組織体制の充実	(5)
5 積極的な活動・事業と支える財源基盤の強化	(6)
6 福祉サービス事業の推進	(6)
・高齢者サービスセンター	(7)
・老人センター事業	
（高齢者サービスセンター）	
（五条老人センター）	(9)
（高井田老人センター）	(11)
・デイサービス事業	
（高齢者デイサービスセンター、楠根デイサービスセンター）	(13)
・シルバーハウジング事業	(15)
・ホームヘルプ事業	(15)
・居宅介護支援事業	(16)
・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	(16)
・基幹型地域包括支援センター事業	(17)
・玉串保育園	(18)

平成21年度 東大阪市社会福祉協議会 事業計画

社会福祉協議会は、市内における地域福祉推進の中核的な役割が期待されており、校区福祉委員会をはじめとする福祉団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性を持ちながら、民間組織としての自主性、創造性を発揮し、公民協働で誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を推進していくことが求められている。

そんな中、「新・地域福祉活動計画」は、東大阪市の「第3期地域福祉計画」と連動し、市民や市民団体による地域福祉活動を推進するため、平成21年度から5年間の中・長期的な事業活動の指針となる計画として策定した。この計画に基づき社会福祉協議会は取りまとめ役として年次ごとに重点的に取り組んでいく事業を明確にして施策・事業を展開していく。

また、東大阪市においては、昨年9月に「外郭団体統廃合等方針」が出され、その中で、社会福祉協議会は、今後3年をめどに現在の業務を見直して、社会福祉法に規定する社会福祉協議会が本来担うべき「地域福祉の推進のための企画、調整機能」に重点化していくという方針が示された。その方針に基づき、介護保険事業等の縮小・廃止について、ソフトランディングするため、議論・検討して準備を進める。

さらに、災害時要援護者の支援活動や福祉避難所の設置促進などの大規模災害時の対策・対応については、関係機関はもとより、校区福祉委員会、民生委員児童委員協議会連合会、福祉施設団体連絡会などとの協働活動として、継続的な取り組みを強化していく。

また現在、校区福祉委員会を中心に取り組んでいる「小地域ネットワーク活動」やボランティア・市民福祉活動を積極的に進めるとともに、日常生活自立支援事業においては、増加傾向にある利用希望者への待機を解消し迅速な対応を図るなど、社協ならではの事業として今後も拡充していくほか、地域包括支援センター事業やコミュニティソーシャルワーカー配置事業では、社協がそれらの基幹的役割を担うべく、先頭に立って地域の福祉施設や関係機関、市民福祉活動団体などとの連携やネットワーク化をさらに推進していく。

- 1) 校区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動の更なる活性化を目指し、コミュニティワーカー（地域担当職員）が積極的に地域に出向き、地域福祉活動に参画し、支援を強化していく。
- 2) ボランティア活動や小地域ネットワーク活動、民生委員による高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の福祉票の作成など、災害時をも意識した日常活動を推進するために、災害時のボランティア活動や災害時要援護者の支援活動が効率的に機能するように関係者との調整を行うとともに、訓練・研修を進めていく。
- 3) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業においては、この事業の特徴であるフットワークの良さを生かして、地域包括支援センターや校区福祉委員会等の地域の施設や市民福祉活動団体と連携・ネットワークを築くなどの社協の強みを発揮してこの事業の取りまとめを行うとともに、研修会や勉強会を開催し、地域の福祉力を高めることに努め、セーフティーネットの構築を図っていく。
- 4) 3カ所の老人センター及び2カ所のデイサービスセンターは、指定管理者として引き続き指定を受け、今年度は再指定1年目となる。
この4施設5事業については、今後も社協の強みを生かし、地域福祉の拠点施設としての役割を果たすとともに、サービスの質を今まで以上に高め、さらに利用者の増加を図っていく。
- 5) 地域包括支援センターが、市内の全エリアに設置されたことから、基幹型として他の地域包括支援センターが行う「地域ケア会議」等の統括的な役割を担い、全市的な地域福祉ネットワークを構築するほか、東大阪市における介護予防事業、総合相談などの地域包括ケアの実現を目指す。
- 6) 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等に対して日常的な金銭管理サービス等を行っている日常生活自立支援事業では、増加する利用希望の相談に効率的に対応し、待機期間の短縮に努めていく。
- 7) 「社会的な援護を要する人々の問題」や「社会による排除・摩擦や社会からの孤立等の人権問題」に対する「福祉と共生のまちづくり」の取り組みについて、大阪府社会福祉協議会及び関係機関との連携・協力により、検討を重ね推進していく。

社会福祉協議会事業の推進

新・地域福祉活動計画は、東大阪市の「第3期地域福祉計画」と連動し、市民や市民団体による地域福祉活動を推進するための中・長期的な計画として策定した。

東大阪市で地域福祉に関する活動・事業に取り組む多様な住民・民間団体等が共通の目標をもって、役割分担・連携して活動を進めていくための方向性を定めるとともに、取りまとめ役としての社協の機能をさらに高めていくための活動・事業の推進方策を定めたものである。

本年度、社協として新・地域福祉活動計画の指針により重点的に取り組む事業については、以下のとおりである。

重点的に取り組む事業

1. 「ボランティア・市民活動センター」事業の積極的な展開

- 1) 名称を「ボランティア・市民活動センター」と改め事業を推進する上で欠かせない、校区福祉委員会や福祉団体、ボランティア活動、ファミリー・サポート・センターなどの市民福祉活動実践者と福祉・まちづくり関係のNPOや企業との協働に対する支援の促進。
- 2) ボランティア活動や市民活動のプラットフォームとしての「(仮称) 東大阪市民活動センター」の設置を実現するため、今年度も市民の参画と協働のまちづくりを推進する事業の企画・運営を図る。
- 3) NPOに対する支援や企業の社会貢献活動などとの連携・協働。
- 4) 市民福祉活動への支援及び市民福祉活動と公的なサービス等の積極的な連携及び公民協働の地域福祉の推進。
- 5) 寄付や資源の提供のため、共同募金、賛助会費、ボランティア基金、善意銀行預託金等の有効な活用方策の検討。
- 6) 災害時など緊急時に要援護者支援のための情報把握と情報伝達方法の体制整備、福祉避難所の確保や災害ボランティア等の育成などの体制を整備していく。

ボランティア活動推進事業

- 1) 需給調整（コーディネート）業務の充実
 - ① ボランティア・コーディネーター機能の拡充と専門性の向上
 - ② 活動希望者や講座修了者に対するコーディネート
 - ③ 相談や依頼に対する適切なコーディネート
- 2) ボランティア養成事業の実施
 - ① 夏期ボランティア体験講座
 - ② ボランティアアドバイザー養成講座
 - ③ 災害時対応ボランティア体験研修会
 - ④ 手話教室
 - ⑤ 高齢者ボランティア講座
 - ⑥ 入門ボランティアスクール
 - ⑦ 赤十字健康生活支援講習
 - ⑧ 朗読ボランティア養成講座
 - ⑨ 要約筆記講座
 - ⑩ 福祉チャレンジセミナー（対象：中学生・高校生・大学生）
 - ⑪ 介助ボランティア養成講座
- 3) ボランティア・NPO活動への相談援助の充実
 - ① 機材の貸し出し、会場の提供
 - ② 情報の収集と提供（ボランティアサロン（あいあいサロン）の開催）

- ③ボランティア活動に対する助成制度の情報提供、相談援助
- ④コミュニティーソーシャルワーカーとの連携
- 4) 東大阪市ボランティア基金の拡充
 - ①ダイレクトメールによる啓発
- 5) ボランティア活動拠点整備の推進
 - ①シルバーボランティアセンターとの連携
- 6) 福祉教育の推進支援
 - ①学校と連携した福祉・ボランティア教育の普及支援
- 7) 広報・啓発の充実
 - ①社協機関紙等を活用した啓発
 - ②ホームページの充実
 - ③広報誌づくり研修会の開催
- 8) 勤労者・OBのボランティア活動推進
 - ①ボランティア体験プログラムの実施
 - ②企業の社会貢献活動との連携・協働
- 9) 小地域ネットワーク事業との連携
 - ①小地域ネットワーク活動ボランティアスクールの開催
- 10) 東大阪市ボランティア連絡会との連携・協働事業の実施
 - ①ボランティア研究集会の開催
 - ②その他ボランティア連絡会事業への協力

ファミリーサポートセンター事業

事業開始より6年間の中で、依頼会員獲得については利用者からの情報提供や依頼会員利用保育施設又は保健センターでの4カ月検診時等に当センターの事業情報提供が勧められ順調に推移しているが、援助会員の獲得となると年々低下傾向にある。

特に「地域での子育て支援」を目指す中、今年度は校区福祉委員会の協力を仰ぎながら、援助会員数の不足している地域を中心に養成講座の開催会場・日時を検討・設定し、援助会員数の増加を狙う。

また、現在の援助内容を検討し、依頼会員のニーズに應える為の体制を整備する。特に育児困難家庭への支援においては、助成金を含む利用料金設定の再考や泊まりを含む預かり保育・出張育児支援などの検討が急務で、それに伴う会則の整備はサービス過剰にならない範囲で検討が必要である。

子育て講座・交流会は会員のみならず、一般市民に向けて子育て支援の内容を目的とした講演会（専門分野の講師）等の企画を充実させると共に、参加募集の広報・周知方法を検討する。

開催月	事業内容
5月	会員養成講座
6月	会員養成講座
7月	子育て講座（調理）、通信誌発行
8月	会員養成講座
9月	援助・両方会員交流会（東地域）
10月	会員養成講座
11月	援助・両方会員交流会（西地域）、通信誌発行
12月	子育て講座
1月	会員養成講座
2月	子育て講座
3月	会員養成講座、通信誌発行

2. 校区福祉委員会の組織や小地域ネットワーク活動を核とした活動の充実

- 1) 校区福祉委員会が行う、地域福祉の実践組織としての活動の支援
 - ・住民の誰もが参加協力できる地域福祉活動の推進
 - ・福祉委員による情報提供や住民の身近な相談窓口としての体制づくり
 - ・校区福祉委員会の活動拠点における事務局機能の整備
 - ・タウンミーティング（地域懇談会）の実施による校区福祉委員会活動の活性化
 - ・介護予防事業の推進による地域福祉活動の展開
 - ・要援護者の自立を支援し地域福祉活動の人材となるボランティアスクールの開催
 - ・要援護者の福祉救援の取り組みを中心とした防災訓練活動の実施
- 2) 小地域ネットワーク活動の個別援助活動の充実
 - ・個人情報（要援護者）の把握とプライバシー保護の徹底
- 3) 子育て支援や障がい者支援の取り組みに関する活動の推進
 - ・活動に対する情報提供と交流会・研修会の開催
- 4) 校区福祉委員会活動の計画的な推進のため、校区ごとのプランづくりの推進
 - ・モデル校区によるプランづくりと実践
- 5) 小地域ネットワーク活動の内容に応じたメリハリのある助成と支援
 - ・各校区の活動状況の把握と課題分析
- 6) 「地域福祉推進会議」の取り組みに向けた調整
 - ・コミュニティーソーシャルワーカー等、専門機関との連携・支援
- 7) 自主財源の確保に向けた賛助会員の拡大と公的助成の継続と確保
 - ・校区活動における住民への啓発と参加協力への要請

3. いきいきネット相談支援センター（CSW配置事業）事業の展開

昨年度より、楠根デイサービスセンターにCSWが新たに配置され、社協のCSWは、高齢者サービスセンター、五条及び高井田の各老人センターのCSWと合わせて4名になった。

このことにより、地域福祉の推進役として、またこの事業の取りまとめ役として、社協の役割がさらに重要視される。

今年度においても一人のCSWが、2つの中学校区を担当し、市内26すべての中学校区を13名で受け持っているが、個別相談だけにとどまらず、さらなる福祉のネットワークづくり、福祉のまちづくりを推進していく。

全市民プラザで行っているCSWによる「福祉の出張相談」については、月1回、CSWが出向き、より身近な相談窓口・情報提供の場として市民の方々に活用していただいているが、まだ支援につながっていない人の発見、迅速な対応を行っていくなど、さらに相談窓口の充実を図っていく。

特に今年度は、分野ごとの関係機関のネットワークを分野横断的なネットワークとするため、「地域福祉ネットワーク推進会議」の構築を図っていく。

いきいきネット相談支援センターにおけるCSWの主な役割については下記のとおりである。

- ①援護が必要な人々の課題の発見、見守り、支援
- ②地域福祉活動団体等と連携し、支援を必要とする人々への新たなサービスの研究等
- ③小地域ネットワーク活動と連携し、援護を必要とする人々へのネットワークづくりの推進
- ④福祉サービスに結びついていない要援護者の相談、つなぎ
- ⑤福祉サービス等の情報提供

- 1) 担当中学校区等における年間活動内容
 - ・福祉に関する相談業務の充実
 - ・市民プラザにおける「福祉の出張相談コーナー」の充実
 - ・各関係機関や校区福祉委員会・民生委員児童委員等、地域福祉活動実践者へのアウトリーチと連携の推進
 - ・研修会等の開催
 - ・高齢者地域ケア会議等、福祉をテーマにした研修会・会議等への積極的な参加
 - ・老人センター事業等と連携した相談支援体制の充実
 - ・社協内CSW担当者会議の開催
 - ・「地域福祉ネットワーク推進会議」の構築と会議の開催（リージョン区単位）

- 2) CSW配置施設取りまとめ業務における年間活動内容
 - ・東大阪市CSW連絡会議の開催（市との連絡調整及び事例検討会含む）
 - ・東大阪市CSW連携会議の開催（CSW間の連絡調整含む）
 - ・CSW研修会の企画、立案、実施
 - ・地域での研修会や学習会の開催
 - ・CSW事業活動計画書、活動報告書作成の総括
 - ・市内CSW配置施設への支援
 - ・CSWを配置している中学校区内や担当している中学校区内において校区福祉委員や民生委員児童委員への連携の支援
 - ・各市民プラザでの「福祉の出張相談コーナー」体制等の連絡調整
 - ・各公民分館における「福祉の出張相談」開設の検討
 - ・福祉に関する研修会の案内や情報等の提供
 - ・小地域ネットワーク活動との連携
 - ・公的機関及び地域包括支援センター、地域生活支援センター、子育て支援センター等関係機関との連絡調整、連携の推進の支援
 - ・事業の広報啓発（機関紙「社協ひがしおおさか」への記事掲載など）
 - ・府下市町村CSW配置施設及び関係機関との情報交換、交流
 - ・本市の「第3期地域福祉計画」の推進を図るための協力と連携
 - ・CSWのスーパーバイザーとの連絡調整

4. 経営の観点にたった活動・事業理念の確立と組織体制の充実

- 1) 事業推進の理念の明確化
- 2) 社協会員（組織構成会員）制度の推進
 - ・分野（領域）ごとの集まり、会合の実施
- 3) 理事会、評議員会機能の充実
- 4) 事務局組織の再構築
- 5) 事務局職員の専門性の向上
 - ・資格取得のための補助の継続実施

5. 積極的な活動・事業を支える財源基盤の強化

- 1) 社協会員（賛助会員）制度の推進
 - ・ケーブルTVの活用
 - ・インターネットホームページの活用（定期的な情報更新）
- 2) 自主財源確保の推進
 - ・新しい自主財源の検討
 - ・受託事業等受託費からの総務経費の按分拠出についての検討
 - ・地域福祉活動、介護保険事業における採算性等についての検討
 - ・社協機関紙への広告募集の推進
 - ・講座受講料等の適正な受益者負担の検討
- 3) 税金対策
 - ・課税事業者としての消費税支払い対策の検討

6. 福祉サービス事業の推進

- 1) 社協の福祉サービス提供事業において、市民福祉活動や日常生活自立支援事業など他の活動・事業と連携したコミュニティワークの視点に立った事業展開
- 2) 介護保険事業、障害者自立支援事業の当面の継続実施及び民間事業者への段階的な移行
- 3) 指定管理者制度によるデイサービス事業運営の実施
- 4) 福祉サービス提供事業者としての経営責任の明確化及び個人情報の保護などのリスクマネジメント（危機管理）の取り組みの推進。
- 5) 福祉サービスの質の向上及び当面全市的な基準となるサービス提供の推進
- 6) 福祉サービスの質の向上のための研修等による職員の資質の向上
- 7) 福祉サービスを提供する事業と市社協が実施する他の事業との連携、及び自立支援の促進する観点でのサービスの確立
- 8) 介護予防における利用者と地域とのつながりをもった生活の支援、及び虚弱な高齢者などの支援するしくみをつくる役割の実施。
- 9) 社協が運営する老人センターにおける高齢者への情報や知識の提供、及び地域で主体的に活動する力を高める事業の充実
- 10) シルバーボランティアセンターへ的高齢者の参加による地域活動への参加支援
- 11) 社協が運営する玉串保育園の待機児童の解消及び保育サービスの充実
- 12) 玉串保育園の地域での子育て支援及び住民・団体・事業者等との連携による世代間の交流

東大阪市立高齢者サービスセンター事業

東大阪市立高齢者サービスセンターは、高齢者福祉の基幹施設として設置されて15年となる。総合相談、情報提供、教育・研修、機能回復訓練、調査・研究など特A型老人福祉センター事業をはじめ、高齢者や障がい者、子育て中の親などへの相談援助等を通じCSWが課題解決の支援を行う「いきいきネット相談支援センター事業」の展開を図る。

特に、公の施設の管理に民間の能力を活用する「指定管理者制度」が導入され、4年目を迎える本年はこれまでの実績が評価され、再指定を受けることになった。今後、引き続き社協が指定管理者として、より一層の事業効果を発揮し、経営の観点に立った効率的な活動・事業の継続と組織体制の充実を図っていくことが求められる。

また、介護保険法における「訪問介護事業」「介護予防訪問介護事業」「居宅介護支援事業」、障害者自立支援法による障がい者福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」については、地域福祉推進事業へ特化していくにあたり事業の縮小にむけて調整していく。

地域包括支援センターは、基幹型としての地域ケア会議をはじめ高齢者虐待防止ネットワーク事業の推進や認知症啓発事業などの推進的役割を引き続き行うとともに、全市に地域包括支援センターが設置されたことから、他の地域包括支援センターの統括・連携をはじめ、担当エリアにおける高齢者のより身近な相談機関として取り組み、介護予防事業の推進を図る。

日常生活自立支援センターでは、判断能力が不十分な方に日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を支援する日常生活自立支援事業を実施しており、専門員及び生活支援員の拡充を図り、利用希望者の待機期間の短縮に努め、利用者が安心して生活できるように支援していく。

CSW配置事業については、昨年度、新たに楠根デイサービスセンターに配置され、社協内配置施設が4カ所となった。本年度は、市内の全配置施設13カ所のCSWが一丸となって本市が策定した「第3期地域福祉計画」に基づき、市民や市民団体による福祉活動を推進するための計画「新・地域福祉活動計画」と連携し、「地域福祉ネットワーク」の構築に向けて事業を推進していく。また、地域の中にあって制度の狭間で生活困難に陥っている要援護者の問題解決に向けて、より一層、関係機関や小地域ネットワーク事業、地域包括支援センターとの連携や調整を図っていく。

これらのことを踏まえて当センターは、地域住民との交流を積極的に行い地域福祉の拠点化をめざし、より一層の基幹的な役割を担う在宅福祉の推進を図っていく。

老人センター事業

1. 高齢者サービスセンター

高齢者の方が、趣味活動を通じて心豊かな生活と交流の輪を広げ、健康の維持向上や生きがいづくりを目的として、生きがい教室（クラブ活動）を実施すると共に、誰でも気軽に参加できる教養講座やレクリエーション事業を実施し、利用者から喜ばれるサービスの提供や相談窓口の充実と、いこいの場づくりに努める。また、老人大学修了者など、高齢者のボランティア育成や人材発掘やきっかけづくりを行い、地域福祉活動を推進する。

1) 生涯教育事業

①老人大学講座

生涯教育の一環として、高齢者の生きがいと人の輪づくりを中心に健康でより豊かな生活を送っていただけるよう「楽しく集い・学び・語り・行動する。」という場を提供することを目的に開催する。

- ・一般教養講座（全員）
- ・専門コース
 - 楽しく郷土の歴史を学ぶコース
 - 楽しく社会福祉を学ぶコース

②高齢者生きがい教室

クラブ名		実 施 日			クラブ名		実 施 日		
		週	曜日	時 間			週	曜日	時 間
趣 味 の 教 室	詩 吟	第1・3	火	13:30~15:30	自 由 ク ラ ブ	謡 曲	第1・3	火	10:00~12:00
	華 道	第1・3	月	13:30~15:30		カラオケ	第1・3 (1部) (2部) (3部)	水 木 月	13:00~16:00
	書 道	(1部) 第2・4	火	10:00~12:00		テンコク	第2・4	水	13:30~15:30
		(2部)	13:30~15:30	卓 球		(1部) 第2・4	土	10:00~12:00	
	美 術	第1・3	水			13:30~15:30	(2部)	木	13:30~15:30
	茶 道	第2・4	水	13:30~15:30		ダンス	毎週	月 水	10:00~12:00 10:00~12:00
	編物手芸	第2・4	水	13:30~15:30	一 般 開 放	カラオケ	第2.4.5	月	13:00~16:00
	陶 芸	(1部) 第1・3	木	10:00~12:00		毎週	金 土	10:00~12:00 13:00~16:00	
		(2部)	13:30~15:30	卓 球		第2・4	月	13:00~15:00	
	民 謡	第1・3	金			13:30~15:30	毎週	金 土	10:00~12:00 13:00~16:00
	民謡踊り	第1・3	金	13:30~15:30		卓 球	第2・4	月	13:00~15:00
	はり絵	第2・4	金	13:30~15:30			毎週	金 土	10:00~12:00 13:00~16:00
社交ダンス	第1・3	木	13:30~15:30						

2) 教養講座、レクリエーション事業

季節ごとに様々な行事・教室の開催

料理教室、世代間交流会、囲碁・将棋交流大会、映画鑑賞会、ふれあいバスツアー他

3) 地域交流事業

「高齢者生きがい教室（クラブ活動）」の発表や「ちびっ子ひろば」、福祉のなんでも相談コーナーなど施設を開放した「弥生祭」を実施し、利用者や地域との交流及び世代間交流を図っていく。

4) 介護予防、健康づくり推進事業

地域包括支援センターやボランティア・市民活動センター、老人センター等社協内での連携を強化し、介護予防の啓発・普及に継続して取り組む。

理学療法士・作業療法士による高齢者の健康づくりを中心に日常生活における介護予防等の相談、指導を実施し、高齢者の自立した生活を支援する。

また、デイサービス利用者へのリハビリ指導やヘルパー・ケアマネジャーへの助言指導及び家族への介助指導や訓練指導を行う。

①介護予防活動ボランティアの活動拡充に対する支援（スキルアップ研修等の実施）

②「健康体操教室」「トレーニング教室」「健康のつどい」等介護予防教室の実施

③「健康（医学）講座」、「介護予防講座」等講座の実施

④「みんなの体操ひろば」の実施による介護予防の推進:毎月 第4木曜日13時30分~15時

5) シルバーボランティアセンター事業の推進（人材育成推進事業）

高齢者ボランティアと協働し、事業を実施することでボランティア活動の場を提供し、利用者間の交流を図るとともに、生きがいをもって社会に貢献できる人材の育成を行う。

①介護予防活動ボランティアの育成と活動の支援

「みんなの体操広場」の実施

地域活動に向けた学習会の実施

養成講座修了生のスキルアップ研修の実施等

②ボランティアグループによる教室の開催

体験料理教室、手芸教室、体操教室などの実施

③ボランティア・市民活動センターと連携した事業の実施

④当施設で活動しているボランティアと地域の交流を目的とした、活動紹介等の実施

⑤情報提供、啓発

- 6) 各種相談事業
 日常生活の心配事や健康などに関する総合的な相談事業を行う
 ・いきいき健康相談：第3水曜 13時30分～15時
- 7) 健康生活維持並びに向上のためのサービス事業
 ・心身のリフレッシュのための健康入浴
 毎週、月・水・金曜日 13時～15時 一般開放
 ・車いす貸し出し事業
- 8) 広報・啓発事業
 高齢者に関する各種の情報を収集し、パンフレット等の掲出配布を行う。
 また、高齢者サービスセンターの月間行事予定を掲載した「高齢者サービスセンターだより」を発行し、センター事業の啓発と参加を呼びかける。
- 9) 社協内三老人センター連携による交流会（陶芸教室・健康促進事業等）及び連絡会議の開催
- 10) いきいきネット相談支援センター事業（東大阪市CSW配置事業・盾津、池島中学校区担当）
 CSWが地域で援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細は別掲）
- 11) その他
 ・実習生や職場体験学習の受け入れ

2. 五条老人センター

高齢者が気軽に参加でき、楽しく集えるような各種教室や生きがいづくり事業等を展開すると共に、介護予防となるような健康づくり体操や「みんなの体操ひろば」を推進していく。

また、地域に根ざした老人センターとして、地域の高齢者が、健康で安心した生活を送ることができるように、地域交流事業として「医、食、住」等をテーマとした「五条の里講座」を開催していく。

そして、団塊世代の第二のライフステージとして、高齢者のボランティア活動の推進を図るために、シルバーボランティアセンターとしての機能の充実を図り、指定管理者施設として、利用者からの相談や苦情等に対して迅速に対応し、より一層、高齢者の福祉向上に努めていく。

1) 教養講座、レクリエーション事業

高齢者が豊かにいきいきと過ごせるように講座やレクリエーション事業の実施をしていく。

2) 高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施

高齢者の生涯教育の一環として、生きがいづくりや人と人との交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

クラブ名	実 施 日			クラブ名	実 施 日		
	週	曜日	時 間		週	曜日	時 間
華 道	第1・3	月	13:00～15:00	フラダンス	第2・4	水	12:00～16:30
俳 句	第2	月	13:00～15:30	折り紙	第1	木	10:00～11:30
詩 吟	第1・3	火	14:00～16:00	ダンス	第1・3	木	12:00～14:30
水墨画	第2・4	火	10:00～12:00	歌体操	第2・4	木	10:00～11:30
書 道	第2・4	火	13:00～15:00	手 芸	第2・4	木	13:00～15:00
お茶1部	第1・3	水	10:00～12:00	新舞踊	第1・3	金	14:00～16:00
お茶2部	第1・3	水	13:00～15:00	民 謡	第2・4	金	13:30～15:30
絵手紙	第2・4	水	10:00～11:30	ワラ-ルッパ ヌト	第4	金	13:30～15:00
茶 道	第2・4	水	13:00～15:00				

- 3) 地域交流事業
- ①利用者や地域との交流事業として、高齢者生きがい教室（クラブ活動）の発表会を開催
 - ②高齢者の福祉向上や生きがい推進を目的とした「五条の里講座」の開催
 - ③地元の小、中学校と連携した世代間交流事業の実施
 - ④利用者による手芸や絵手紙等の作品展示コーナーの設置
- 4) 各種相談事業
- ・日常生活の心配事や健康などに関する総合相談事業の実施
 - 健康相談 毎月 第1水曜日 13時～15時
- 5) 介護予防、健康づくり推進事業
- ①「みんなの体操ひろば」 毎月 第2月曜日 10時～11時30分
毎月 第3月曜日 10時～11時30分
 - ②健康のつどい、健康体操の実施
 - ③初心者卓球教室
 - ④介護予防教室の実施
 - ⑤「そよかぜの会」による健康推進事業（東保健センターとの共催事業）の実施
- 6) シルバーボランティアセンター事業の推進（人材育成推進事業）
- 高齢者のボランティア活動の推進と拡充を図り、地域活動への参加を支援していく。
- ①ひとり暮らし高齢者世帯へのふれあい福祉電話訪問の実施（ボランティアグループ「はだしの会」）
 - ②ひとり暮らしの高齢者の話し相手や外出介助などの活動支援（ボランティアグループ「あじさいの会」）
 - ③ボランティアによる庭園清掃の実施（センター利用者有志）
 - ④「みんなの体操ひろば」にて転倒予防体操等の普及活動の支援（ボランティアグループ「こたま」
ボランティアグループ「ひまわり」）
 - ⑤ボランティアによる「出前体操ひろば」活動の支援
 - ⑥ボランティア・市民活動センターとの連携した事業の実施
 - ⑦高齢者ボランティア養成講座の開催
 - ⑧介護予防活動ボランティアの育成及び活動拡充に対する支援（修了生のスキルアップ研修の実施等）
 - ⑨ボランティア活動の相談援助
 - ⑩会場の提供、情報提供、広報啓発
- 7) 広報・啓発事業
- 高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行う。
五条老人センターの月間行事予定表を発行し、センター事業への参加を呼びかける。
- 8) 社協内老人センター連携による交流会（陶芸教室・健康促進事業等）及び連絡会議の開催
- 9) いきいきネット相談支援センター事業（東大阪市CSW配置事業、縄手北・枚岡中学校区担当）
CSWが地域で援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細は別掲）
- 10) その他、実習生や職場体験学習の受け入れ

※主な月別行事予定表

月別	教養講座	レクリエーション事業	地域交流事業	健康づくり推進事業
4		映画鑑賞会		
5	手作り作品教室	卓球大会	五条の里講座	健康のつどい
7	パソコン教室		五条の里講座	健康体操教室
8		盆踊り大会 映画鑑賞会	世代間交流事業	
9		敬老大会 パンパー大会		健康体操教室
10	手作り作品教室	囲碁大会	五条の里講座	
11	版画教室		クラブ活動発表会	
12	パソコン教室	映画鑑賞会		
1	手作りクラフト教室		五条の里講座	
2	高齢者ボランティア教室	将棋大会		健康のつどい
3				健康体操教室

※「みんなの体操ひろば」は毎月実施

3. 高井田老人センター

より多くの高齢者が趣味活動を通じてふれあいを深め、楽しく健康づくりや生きがいづくりを目的として、ニーズに対応していくために生きがい教室（クラブ活動）、各種教室及び自主事業を実施すると共に地域に密着した施設として事業を推進していく。

また、シルバーボランティアセンター機能の拡充を図り、高齢者の地域に根ざした社会参加を支援するためにボランティア活動への参加を促進し、さらに関係機関との連携を深め、地域福祉活動推進の拠点をめざし高齢者福祉の向上に努めていく。

1) 教養講座、レクリエーション事業

高齢者が豊かにいきいきと過ごせるように講座やレクリエーション事業を実施していく。

2) 高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施

高齢者の生涯学習の一環として、生きがいづくりや人と人との交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

クラブ名	実施日			クラブ名	実施日			
	週	曜日	時間		週	曜日	時間	
俳句	第2	月	13:00~16:00	歌体操	第2・4	月	10:00~11:30	
詩吟	第1・3	火	13:00~15:00		第1・3	水	10:00~11:30	
水彩画	第1・3	火	13:00~15:00		第1・3	金	10:00~11:30	
華道	第2・4	火	13:30~15:00	書道	実用 かな	第2	木	13:00~15:00
謡曲	第2・4	火	12:00~16:00			第4	木	13:00~15:00
写真	第1	水	13:30~15:00	手芸	第2・4	木	13:00~15:00	
絵手紙	第2・4	水	13:30~15:00	新舞踊	第1・3	金	13:00~15:00	
茶道	第2・4	水	13:00~15:00	ブザーブド フラワー	第2	金	13:00~15:00	
ダンス	第1・3	木	13:00~16:00	民謡	第2・4	金	13:00~15:00	
カラオケ	第1・3	土	13:00~16:00	大正琴	第2・4	土	13:00~15:00	

3) 地域交流事業

- ① 高齢者生きがい教室（クラブ活動）の発表会など施設を開放し、利用者や地域との交流及び世代間交流を図っていく。
- ② お茶や囲碁を通じて、地元の小・中学校との世代間交流事業の実施
- ③ 地元老人会への施設開放など老人会や地域との交流を図る。
- ④ 福祉施設との交流

4) 各種相談事業

- ① 日常生活の心配事や悩み、健康等に関する総合的な相談事業を行う。
健康相談 毎月第3水曜日 13時30分~15時30分

5) 介護予防、健康づくり推進事業

- ① 介護予防事業
要介護状態になることを防止し、関係機関との連携を強化し、介護予防の啓発・普及に取り組む
「みんなの体操ひろば」の実施 毎月第1・3水曜日 13時30分~15時
- ② 健康のつどい、健康体操の実施
講師による高齢者の健康づくりを中心に健康の維持・機能などの指導を実施し、高齢者の自立した生活を支援する。
- ③ 趣味の充実のための取り組み
卓球、ラージボール、バンパー、囲碁・将棋、その他、時代のニーズにあった趣味を通じて交流を図り心身の健康の増進に努める。

- 6) シルバーボランティアセンター事業の推進（人材育成推進事業）
 高齢者ボランティア活動の育成推進と拡充を図り、地域活動への参加を支援していく。
 ①「みんなの体操ひろば」にて転倒予防体操などの普及活動の実施
 ボランティアグループ「サボテン」
 ②介護予防活動ボランティアの活動拡充に対する支援（修了生のスキルアップ研修の実施等）
 ③ボランティア講師による各種同好会、教室の実施
 編み物同好会、折紙同好会、水墨画同好会、ポリマークレイ同好会
 書道ボランティアグループ
 ④ボランティア・市民活動センターなどとの連携
 ⑤ボランティア活動の相談援助
 ⑥会場提供、情報提供、広報啓発
- 7) 広報・啓発事業
 高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行う。
 高井田老人センターの月間行事予定表を発行し、センター事業への参加を呼びかける。
- 8) 社協内老人センター連携による交流会（陶芸教室・健康促進事業等）及び連絡会議の開催
- 9) いきいきネット相談支援センター事業
 （東大阪市CSW配置事業・新喜多、長栄中学校校区担当）
 CSWが地域で援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細は別掲）
- 10) その他
 ・実習生や職場体験学習の受け入れ

※主な月別行事予定表

月別	教 養 講 座	レクリエーション事業	健康づくり推進事業
4			
5	手作り作品教室		
6		バ ン パ ー 大 会	健 康 の つ ど い
7	パソコン教室		
8		ビ デ オ 上 映 会	
9	手作り作品教室	敬 老 大 会	
10		卓球・ラージボール大会	
11	パソコン教室	囲 碁 ・ 将 棋 大 会	
12			健 康 の つ ど い
1	手作り作品教室		
2		ク ラ ブ 活 動 発 表 会	
3	高齢者ボランティア教室	世 代 間 交 流 会	

※「みんなの体操ひろば」は毎月実施

デイサービス事業

平成21年度も引き続き指定管理者施設として、これまでの実績の維持と向上をめざし、法令遵守のもとに通所介護事業等の拡充を図っていく。

また、高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」という介護保険の基本理念を踏まえ、利用者を中心とした各サービスの充実と在宅生活継続のための支援の強化を図るとともに介護予防サービス事業に取り組む。

楠根デイサービスセンターでは、昨年度に設置したCSWによる「いきいきネット相談支援センター」事業をより充実し、地域課題に取り組むとともに他のセンターや関係機関との連携をより密にし、要援護者からの相談業務の拡充を図る。

1) 効果的、効率的な施設運営を行う。

①利用定員・・・20名

②利用日・・・月曜日から土曜日（年末年始(12/31～1/3は除く)）の開所

③利用時間枠・・・4時間～8時間

④通所介護・介護予防通所介護事業の実施

介護保険法による要支援、要介護状態と認定された利用者に、日帰り入浴や食事、レクリエーションなどのサービスの提供。

2) 満足度の向上や関係の強化を目指す。

①利用者の声、ニーズを反映させた行事、充実したレクリエーション等を実施する。

②家族との連携を密にしていく。

・連絡帳により、日々変化する利用者の体調を把握し、ニーズに沿ったサービスの提供に努める。

③「緊急対応処置」救急病院及びかかりつけ医院等と連絡を行い、迅速な対応を取れるよう連携を行う。また、「主な感染症予防対処マニュアル」の内容を習熟し、即時適切に対応する。

3) スタッフの育成・組織の活性化に取り組む。

①行事、レクリエーションの充実に向けて情報収集を強化していく。

②スタッフの資質向上のために、積極的な外部（施設視察等）研修の受講。

4) 関係機関との連携強化

①事業の推進にあたって、本市介護保険担当部署、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携を密にしていく。

②居宅介護支援事業所へ毎月の利用状況を知らせるなどPRに努める。

③地元及び周辺の自治会との交流や見学会等を行うなどPRに努める。

1. 高齢者サービスセンター・デイサービス

1) 事業

①基本事業の充実

・レクリエーションの充実を図るため計画立案会議を定期的開催する。

・介護予防サービス事業及び選択的メニューの「運動器機能向上サービス」の実施。

・日常動作訓練の充実。

・スタッフ中心にレクリエーションを通じ機能訓練の充実に努め、身体機能向上を図るために、ボールを使ったゲーム、音楽体操等の指導を行う。

・ミーティングの充実と記録表の活用によるサービスの向上に努める。

②苦情解決システムの推進

・利用者（家族）からの相談や苦情等に迅速に対応するための窓口として、苦情解決責任者と苦情受付担当者を設置。

・必要に応じて関係機関や第三者委員等への連絡調整及び助言、指導を仰ぎ解決を図る。

・利用者等の意見や苦情をサービスの向上に繋げていく。

2) 複合施設の利点の活用

①「弥生祭」等への利用者の参加による交流及び展示作品製作などによる身体的な機能の維持向上を図る。

3) 行 事

①年間行事とレクリエーションの内容

4月	桜祭り 鯉のぼり制作	7月	七夕祭り	10月	運動会 壁画づくり	1月	福笑ゲーム お茶会
5月	端午の節句	8月	夏祭り 壁画づくり	11月	ゲーム リース作り	2月	節分ゲーム つるしびな
6月	ゲーム うちわ制作	9月	敬老祝賀会 壁画づくり	12月	クリスマス会 門松づくり	3月	ひな祭り 壁画づくり

②その他

- ・手作りによる月別カレンダーの作成等
- ・誕生会（カラオケ、バースデーカード、記念写真撮影）
- ・行事にあわせた作品作り

4) 研 修

①職員の資質向上を図るために、研修会への参加及び他の事業所との交流を図る。

2. 楠根デイサービスセンター

1) 事 業

①基本事業の充実

- ・利用者によりきめ細やかなサービスを実施する
- ・充実したレクリエーション実施のためにスタッフ担当制により計画し、バリエーションのある内容にする。
- ・日常動作訓練の充実
スタッフ中心にレクリエーションを通じ機能訓練の充実に努め、身体機能向上を図るために、ボールを使ったゲーム・音楽体操等の指導を行う。
- ・ミーティングの充実と記録表の活用によるサービスの向上。
- ・介護予防サービス事業の取り組み。

②苦情解決システムの推進

- ・利用者(家族)からの相談や苦情等に迅速に対応するための窓口として、苦情解決責任者と苦情受付担当者を設置。
- ・必要に応じて関係機関や第三者委員等への連絡調整及び助言、指導を仰ぎ解決を図る。
- ・利用者等の意見や苦情をサービスの向上に繋げていく。

2) 行 事

①年間行事とレクリエーションの内容

4月	桜 祭 り	7月	七 夕 祭 り	10月	玉串保育園 交流	1月	お 茶 会
5月	ゲ ー ム	8月	玉串保育園 交流	11月	ゲ ー ム	2月	楠根デイ祭
6月	ゲ ー ム	9月	敬老祝賀会	12月	クリスマス会	3月	玉串保育園 交流

玉串保育園との施設間交流の促進事業の展開

②その他

- ・手作りによる月別カレンダー作り等
- ・誕生会（バースデーカード、記念写真撮影）

3) 研 修

①職員の資質向上を図るために、研修会への参加及び他の事業所との交流を図る。

4) いきいきネット相談支援センター事業

（東大阪市CSW配置事業：楠根、高井田中学校区担当）

CSWが地域で援護を要する高齢者、障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細は別掲）

シルバーハウジング事業（稲田鷺島住宅シルバーハウジング事業）

稲田鷺島住宅シルバーハウジング事業は、スタートして9年余りになり入居者の高齢化が進んでいる。加齢による身体機能の低下等によって、介護保険制度を必要とする入居者が増えてきているのが最近の傾向である。この事業の基本項目である生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急対応などを実施するとともに、入居者の日常の健康状態を維持するためにも介護予防の視点に立った援助サービスにも積極的に取り組んでいく。

1) 事業内容

- ①入居者世帯の安否確認
- ②月1回の「お茶会」を開催
- ③健康体操等介護予防の実施
- ④一時的な家事援助、緊急対応などの生活支援の相談、援助
- ⑤各種生活情報の提供
- ⑥関係機関及び家族との連絡、調整

2) 平成21年度重点活動計画

- ①基本事業を実施するとともに入居者への援助を強化していく
- ②「健康体操」の継続や介護予防事業に取り組む
- ③保健所、消費生活センター、CSWなどを活用しての勉強会の開催
- ④要支援者への援助の取組み
- ⑤ボランティアの活用を図る

3) 生活援助員としての援助技術等の向上を目指す

- ①積極的に他施設の見学の実施
- ②研修会への参加を行う

ホームヘルプ事業

介護保険事業としては、前年度通り「訪問介護事業」と、「介護予防訪問介護事業」のサービス提供を2ヶ所の事業所で実施していく。

一方、障がい者に対するサービスについても、障害者自立支援法に基づき、「居宅介護（ホームヘルプ）」と「重度訪問介護」を引き続き実施し、ノーマライゼーションの浸透による地域で共に生きる福祉社会の実現に向け、利用者本位のサービスを基本として事業を推進する。

また、平成21年4月からの介護保険法並びに障害者自立支援法の一部改正に素早く対応し、今後も適正なサービスの提供をめざす。

昨年度に実施した「利用者アンケート調査」の結果を踏まえて、より質の高いサービスが提供できるよう、職員の資質の向上を目指す。

また、訪問介護事業所が事業を運営する上で必要な研修を、他の事業所も参加できるように企画・実施し、情報交換や連携を図る場としても活用する。

市受託関係事業では、介護保険の非該当高齢者に対する経過措置としての「高齢者軽度生活援助等事業」と、難病患者等へのサービスとして「難病者等ホームヘルプ事業」を引き続き実施する。

1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（介護保険法）

障害福祉サービス事業（障害者自立支援法）

- ①様々なケース及びニーズに対応できるような、体制の確保を目指す。
- ②より質の高いサービスを提供できるように、ヘルパー研修の充実を図る。
- ③他事業所と連携を図り、相談援助等を行う。

2) 高齢者軽度生活援助等事業・難病者等ホームヘルプ事業（市受託事業）

- ①高齢者軽度生活援助等事業については、自立支援を行う。
- ②難病等ホームヘルプ事業については、身体の状態等を把握し、相談を経て制度への手続きの援助を行う。

3) 広報・情報提供活動

- ①当協議会のホームページによる事業紹介の充実を図る。
- ②研修会・交流会等に積極的に参加し、関係機関や他事業所と情報の提供や交換を行う。

4) チーム運営の強化

- ①前年度同様2ヶ所の事業所ごとにチーム長を置き、業務の統括を行う。
- ②適正なサービス提供責任者の配置を遵守し、利用者と非常勤ヘルパーに対して、チームケア方式の更なる充実を図る。

5) 現任訓練、研修会等の実施及び参加

- ①介護技術向上の実習、利用者や介護者の精神面のサポートを行うための相談助言に関する研修を実施する。
- ②事例研修、人権問題、救急救命法、健康管理等に関する研修会を実施するとともに、外部研修会にも積極的に参加する。
- ③専門的・高度な資格取得のための支援をおこなう。

居宅介護支援事業

居宅介護支援事業所は、介護保険法にもとづき、要介護者からの相談に応じ、本人や家族の意向をもとに居宅サービス計画を作成・管理する。

また、要支援1並びに要支援2の認定を受けた利用者については、地域包括支援センターとの委託契約により介護予防サービス計画の作成・管理を行う。

そのため市内の地域包括支援センターをはじめ、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関と連携を密にして、利用者にとって適切なサービスの提供に努める。

東大阪市からの要介護認定調査の依頼に対しても協力する。

また、技術向上・情報収集のため大阪府をはじめとする、ケアマネジャー研修に積極的に参加し、知識・技術の研鑽に努める。

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対して、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理をお手伝いすることにより、地域で自立した生活が送れることを目的とした事業である。

この事業の利用相談は、利用者やその家族をはじめ市内の関係機関、団体、施設関係者からの相談がある。特に各福祉事務所、保健センター、ケアマネジャー、病院、民生委員、地域包括支援センター等からの相談依頼件数が増加し、利用相談件数が月平均約10件、年間約120件程度の受付がある。

事業内容は、認知症高齢者、経済的虐待の疑いのある在宅高齢者、精神障がい者の退院から居宅生活への支援としての日常的な金銭管理サービスの利用相談などである。

本事業では「日常生活自立支援センター」として、これまで専門員及び生活支援員を増員して利用希望者の待機期間の短縮に努めてきた。

一方、利用者で施設入所、認知症の進行などで成年後見人の選任や死亡などで解約するケースも出てきている。解約に際しては預り金などの保管物の引継ぎで相続人や兄弟など所在不明など困難で時間のかかるケースも出てきている。

本年度も引き続き、体制の充実を図り、利用希望者の待機期間の短縮をめざし、関係機関とも連携し対応していくとともに、福祉サービスを利用している利用者の地域で生活支援に努める。

基幹型 地域包括支援センター事業

地域包括支援センター事業は、2カ所の地域包括支援センター（基幹型地域包括支援センター東大阪市社協角田、基幹型地域包括支援センター東大阪市社協荒川）においてかかる基本機能を担っていくとともに、市内に住む高齢者の支援に関わるあらゆる機関、事業者、団体及び個人が協力して、高齢者の支援に関わるさまざまな活動を調整、推進する東大阪市高齢者地域ケア会議の運営を行う。

また、地域ケア会議の事務局として市内の地域包括支援センターの統括と連携を図っていく。

なお、平成21年4月より、当初から計画されていた19カ所の地域包括支援センター全てが開所し、市内全域でのきめ細かい地域包括支援センター事業の取り組みが可能になる。

事業内容

1) 地域包括支援センターの基本業務

①介護予防ケアマネジメント業務

- ・介護予防事業に関するケアマネジメント業務
- ・予防給付に関するケアマネジメント業務

②総合相談支援及び権利擁護業務

- ・地域におけるネットワーク構築業務
- ・実態把握業務
- ・総合相談業務
- ・権利擁護業務

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・介護支援専門員への日常的個別指導・相談支援業務
- ・支援困難事例等への指導・助言業務
- ・包括的・継続的なケア体制の構築業務
- ・地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務

④介護者支援ならびに情報提供、啓発事業

- ・介護予防教室ならびに家族介護教室の定期的開催業務

（社協内各老人センター、校区福祉委員会等との連携を強化）

2) 地域包括支援センター「基幹型」の業務

①地域包括支援センター連絡調整会議の運営並びに地域包括支援センターから業務実施上の相談に応じ、支援困難ケース等の支援に協力してあたるなどの業務

②高齢者地域ケア会議（高齢者虐待防止ネットワークを含む）の事務局業務

1.東大阪市高齢者地域ケア会議の運営

(1)地域ケア会議の開催

- ・個別支援策検討会議の開催
- ・地域別会議の開催
- ・企画運営会議の開催
- ・虐待防止専門会議の開催
- ・機関等代表者会議の開催

(2)認知症を知る地域講演会の開催

（平成21年度より毎年市内各リージョンセンターで定期的で開催していく。）

③地域包括支援センター及び高齢者支援関係機関担当職員の資質向上を図るため、定期的な研修の実施。

④必要に応じ、在宅福祉サービス情報等を市内地域包括支援センターに提供する。

⑤市全域の立場から、各種の保健福祉サービスの内容、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行う。

⑥要介護高齢者等の家族等からの相談や相談協力員からの連絡を受けた場合に、相談者等の居住地を担当区域とする地域包括支援センターと連携をとるとともに、必要に応じ、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行う。

玉串保育園事業

1. 定員120名の保育と待機児解消の促進として15%の枠外入所の実施を継続していく。
2. 地域の子育て家庭を対象に、登録制によるグループ活動「ドレミファランド」や自由参加型の「スクスクランド」「ぴよぴよランド」などの年齢に応じた子育て支援を展開していく。
「わんぱくスクスクネット推進会議」を通じて地域の各機関との連携を図り、地域に根ざした取り組みを進めていく。園庭開放や育児相談の定例化システムを図り、施設機能の充実を促進する。
3. 世代間交流事業では、近隣の軽費老人ホーム「玉美苑」の利用者との定期交流の実施。3校区におけるネットワーク事業への参加。卒園児との交流事業や中学2年生の職業体験の受け入れなども継続して実施していく。

月	行事内容	月	行事内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度保育開始 ・入園式(2日) ・誕生会 ・保護者懇談会 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・交通安全指導活動 ・子育て支援活動 	7	<ul style="list-style-type: none"> ・合宿保育(5歳児) ・七夕まつり集会 ・誕生会 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・プール閉まり ・楽しい夕べの集い ・夏季保育期間 ・子育て支援活動
5	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・子どもの日の集い ・親子遠足 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・内科検診 ・歯科検診 ・きよつ虫検査 ・クラス懇談会 ・わんぱく行バル ・子育て支援活動 	8	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・夏季保育期間 ・子育て支援活動
6	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・個人懇談会(3・4・5歳児) ・保育参観 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・プール開き ・じゃがいも堀り ・なかよし交流会(玉美苑のみなさんと) ・子育て支援活動 	9	<ul style="list-style-type: none"> ・お月見会 ・誕生会 ・運動会予行練習日 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・敬老の日の集い ・なかよし交流会(世代間交流) ・クラス懇談会 ・子育て支援活動

月	行事内容	月	行事内容
10	<ul style="list-style-type: none"> ・創立記念日（1日） ・創立30周年記念事業 ・運動会 ・誕生会 ・秋まつり ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・園外保育（3・4・5歳児） ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・私立保育園合同運動会（5歳児） ・さつまいも掘り ・子育て支援活動 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・どんど焼き ・誕生会 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・子育て支援活動
11	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・作品展 ・保育参観 ・園外保育（3・4・5歳児） ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練（消防署来園） ・防犯訓練 ・身体計測 ・内科検診 ・個人懇談会（0・1・2歳児） ・子育て支援活動 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・節分あそび ・誕生会 ・生活発表会 ・お楽しみ会（人形劇公演） ・お別れ遠足（5歳児） ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・学校見学（5歳児） ・卒園進級記念写真撮影 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・クッキング保育 ・子育て支援活動
12	<ul style="list-style-type: none"> ・演劇鑑賞会 ・もちつき会 ・玉美苑訪問（5歳児） ・往生院資料館見学（5歳児） ・誕生会 ・クリスマス会 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・乾布摩擦、マラソン開始 ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練 ・身体計測 ・冬季保育期間 ・子育て支援活動 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ひなまつり会 ・誕生会 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・防犯訓練・防犯教室（警察署来園） ・身体計測 ・クリスマス懇談会 ・お別れ会（5歳児とのお別れ） ・卒園式 ・春季保育期間 ・子育て支援活動 ・平成21年度保育終了